

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和2年11月6日

全国健康保険協会理事長 安藤 伸樹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

船員保険部で使用する医療費通知送付用封筒の広告（広告主の募集）

配布予定数量 49,000部

(2) 仕様等

仕様書、全国健康保険協会船員保険部広告掲載要綱、全国健康保険協会船員保険部広告掲載基準による

(3) 広告データ入稿期限

令和2年12月9日

(4) 広告データ入稿場所

全国健康保険協会が指定する場所

(5) 見積競争方法

契約は、総価にて行う。広告掲載要綱に記載する必要書類を提出した者の中から、広告掲載基準に基づき、広告掲載希望者を決定する。広告掲載希望者は見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会が定める見込額を超えた見積書を提出した者の中から、最高価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2 広告掲載要綱に記載する必要書類の提出期限等

日時 令和2年11月18日 12時00分

場所 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階

全国健康保険協会 本部 船員保険給付グループ 担当 結城

提出書類 ・ 広告掲載申込書兼誓約書

・ 広告原稿

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒160-8507 東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER 6階

全国健康保険協会本部 経理グループ 担当 木下

電話 03-6680-8199

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会 船員保険給付グループ 担当 結城

電話 03-6862-3062

(3) 見積書提出期限

日 時 令和 2 年 11 月 20 日 12 時 00 分 (厳守)

提出書類 ・ 見積書

・ 保険料納付に係る申立書

4 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、広告媒体に掲載することができない。

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当する者
- (2) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けている者
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている者
- (4) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がある者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険の未納がある者。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がある者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成 15 年法律第 83 号) 第 2 条第 3 号に定めるインターネット異性紹介事業者
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (8) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (9) 民事再生法 (平成 11 年法律第 255 号) 及び会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による再生又は更生手続き中の者
- (10) 全国健康保険協会船員保険部の資産を広告媒体とする広告に係る事業者として適当でないと認められる者

5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約の相手方となった者は令和 2 年 12 月 7 日までに契約締結し、かつ全国健康保険協会に広告料を納めなければならない。
- (3) 競争参加にあたっては、当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (4) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (5) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (6) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (7) 見積結果については当協会受付前に掲示する。(決定業者のみ連絡する。)
- (8) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

